

(別紙)

諮問番号：令和3年度諮問第2号

答申番号：令和3年度答申第3号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、道外のA病院（以下「A病院」という。）への入院の必要性及び緊急性の判断は、病的窃盗癖の専門医ではない請求人の主治医（以下「本件主治医」という。）に確認するのではなく、請求人が居住する市（以下「居住市」という。）内で依存症の専門治療を行っているB病院（以下「B病院」という。）に確認して行われるべきであることなどから、原処分（生活保護変更申請却下処分）が違法又は不当であると主張しているものと解される。

2 処分庁の主張の要旨

A病院は比較的近距离に所在する医療機関に該当せず、請求人にA病院への入院を要する緊急性及び必要性は認められないことから、原処分に違法又は不当な点はない。また、処分庁は、本件主治医からA病院への移送費の支給を求める保護変更申請（以下「本件申請」という。）に係る給付要否意見書（以下「本件給付要否意見書」という。）を徴収するなどにより、前記の移送費の支給を要しない旨を確認し、処分庁の嘱託医（以下「本件嘱託医」という。）と協議した上で原処分を行っていることから、その給付決定に関する審査手続においても違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 請求人の病的窃盗癖については、居住市内のB病院での外来による治療が可能であることが認められ、また、請求人がA病院に入院した事実があるとしても、A病院の医師が記載した精神疾患入院要否意見書の記載からは、請求人がA病院で病的窃盗癖の入院治療に専念する必要性があったということはできず、本件申請は、保護の処理基準で定める移送費の支給範囲に該当するものとは認められない。そして、処分庁は、本件給付要否意見書により本件主治医の意見を確認し、本件嘱託医に本件主治医の意見等を説明して協議した上で、原処分を行っていることが認められる。

したがって、原処分は、当該処理基準に基づいて行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和3年4月13日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月20日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護の変更の決定に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、かかる基準によれば、移送費の支給の範囲は、原則として要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関に限るとされている。ただし、傷病等の状態により、要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関での対応が困難な場合は、専門的治療の必要性、治療実績、患者である被保護者と主治医との信頼関係、同一の病態にある当該地域の他の患者の受診行動等を総合的に勘案し、適切な医療機関への受診が認められている。また、被保護者からその申請があった場合は、当該申請に係る給付可否意見書により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する嘱託医協議及び必要に応じて検診命令を行い、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定するとされている。

そこで本件についてみると、請求人は、処分庁にA病院までの移送費を申請したところ、処分庁は、本件主治医から請求人の病状等を確認し、本件嘱託医と協議の上、請求人の病状は、A病院による入院治療を不可欠とするものではないこと、居住市内の医療機関での治療が可能であることを確認したことが認められる。よって、本件申請は、前記の移送費の給付要件に該当しないとした処分庁の判断には特に不合理な点はない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員(会長)	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	日	笠	倫	子